

令和 8 年 6 月

射水市議会定例会議案

## 目 次

- 議案第 27 号 令和 8 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 28 号 令和 8 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 29 号 令和 8 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 30 号 射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の制定について
- 議案第 31 号 射水市市税条例の一部改正について
- 議案第 32 号 射水市印鑑条例の一部改正について
- 議案第 33 号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 34 号 射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 35 号 射水市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 36 号 射水市企業立地推進条例の一部改正について
- 議案第 37 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 38 号 動産の取得について
- 議案第 39 号 動産の取得について
- 議案第 40 号 動産の取得について
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 報告第 5 号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書について（下水道事業会計）
- 報告第 9 号 建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）
- 報告第 10 号 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

## 議案第30号

### 射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の制定について

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例を次のように定める。

令和8年6月9日 提出

射水市長 夏野元志

### 射水市条例第 号

#### 射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を図るため、法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）における地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除又は不均一課税の適用範囲)

第2条 市長は、地方活力向上地域において、平成27年10月2日から令和10年3月31日までの期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の期間内

に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（次項に定めるものに限る。）を新設し、又は増設したもの（所得税法（昭和40年法律第33号）第143条又は法人税法（昭和40年法律第34号）第121条に規定する青色の申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、当該減価償却資産である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月2日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下この項において「適用資産」という。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業にあつては、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3か年度は、課税免除とし、同項第2号に掲げる事業にあつては、射水市市税条例（平成17年射水市条例第78号）第62条の規定にかかわらず、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3か年度において、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

年度の区分	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.467
第3年度	100分の0.933

2 前項の減価償却資産は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものであつて、当該減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中

小通算法人にあっては、1,900万円)以上の規模のものとする。

(課税免除又は不均一課税の申請等)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、課税免除又は不均一課税を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに市長に申請しなければならない。

(課税免除又は不均一課税の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、課税免除又は不均一課税をすべきものと認めたときは、速やかに課税免除又は不均一課税の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、当該課税免除又は不均一課税の申請をした者に対し、文書により通知するものとする。

(課税免除又は不均一課税の取消し)

第5条 市長は、前条の課税免除又は不均一課税の決定を受けた者(以下「課税免除又は不均一課税適用者」という。)が第3条の規定による申請に関し偽りその他不正の行為があったと認めるときは、当該課税免除又は不均一課税の決定を取り消すものとする。

(課税免除又は不均一課税の適用除外)

第6条 課税免除又は不均一課税適用者が、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、富山県公害防止条例(昭和45年富山県条例第34号)又は射水市公害防止条例(平成17年射水市条例第171号)の規定による命令に違反した場合は、当該命令に違反した日の属する年度分又は当該命令に違反する事実が継続する期間の年度分に係る固定資産税について、第2条の規定は、適用しない。

- 2 市長は、前項の規定により第2条の規定を適用しないこととしたときは、当該課税免除又は不均一課税適用者に対し、文書により通知するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、令和8年4月1日以後に新設され、又は増設される設備に対して課する固定資産税について適用する。

## 議案第 31 号

### 射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を

提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、

同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律

第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条

第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の射水市市税条例第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の射水市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により

同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第3号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第4号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例附則第19条の

3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例第6条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

## 議案第 3 2 号

### 射水市印鑑条例の一部改正について

射水市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市印鑑条例の一部を改正する条例

射水市印鑑条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項第 1 号中「在留カード若しくは特別永住者証明書」を「在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。第 1 6 条及び第 1 7 条において同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。第 1 6 条及び第 1 7 条において同じ。）」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「平成 1 4 年法律第 1 5 3 号」の次に「。次条において「公的個人認証法」という。」を加え、「記録された個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第 1 7 条中「記録された個人番号カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加え、「同法第 3 5 条の 2」を「公的個人認証法第 3 5 条の 2」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 33 号

### 射水市国民健康保険税条例の一部改正について

射水市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成 17 年射水市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金（という。）〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条第 3 項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険

者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「区分に応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第7条の2各号列記以外の部分中「区分に応じ、」の次に「それぞれ」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,290円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について90円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 840円
- (2) 特定世帯 420円
- (3) 特定継続世帯 630円

第21条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）  
1人について903円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について63円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 588円
- (イ) 特定世帯 294円
- (ウ) 特定継続世帯 441円

第21条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）  
1人について645円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する

世帯主を除く。) 1人について45円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円

(イ) 特定世帯 210円

(ウ) 特定継続世帯 315円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について258円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について18円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 168円

(イ) 特定世帯 84円

(ウ) 特定継続世帯 126円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 193円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 322円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 516円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 645円

第21条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被

保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第10項から第13項目まで及び第15項から第18項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附則第19項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「条約適用利子等の額（）」を「条約適用利子等の額」に改める。

附則第20項中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加え、「条約適用配当等の額（）」を「条約適用配当等の額」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 34 号

### 射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 1 1 項第 2 号又は」を「第 1 1 項第 2 号若しくは」に、「場合にあつては、満 3 歳に満たない者及び当該満 3 歳以上の児童」を「場合又は同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。」に改める。

第 6 条第 1 項中「次に掲げる事項」の次に「(法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。)」を加え、同条第 7 項中「うち、」を「うち」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」

を「行う施設又は事業所」に改める。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、法第34条の1第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型」を「小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」に改める。

第30条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有

するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条中「、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第33条において準用する次号」と」を削る。

第36条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「第49条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「

同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」とを削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「又は家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項又は第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

第2条 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

(射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年条例第30号)の一部を次のように改める。

附則第2条中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第48条第2項の規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、同条の

次に次の1条を加える。

第3条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

## 議案第 35 号

射水市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 53 条」を「一第 53 条」に改める。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第7条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第8条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第43条第4項第1号」を「第43条第6項第1号」に改める。

第14条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第26条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第28条第2項」を「同法第28条第2項」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第38条第1項中「第28条」、「第31条」及び「第33条」を「第27条」

に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業  
法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 38 条に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 40 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。)」を、「この章」の次に「(第 44 条第 1 項を除く。)」を加え、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を

受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第41条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「施設のうち、」を「施設のうちに改め、「に限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第47条第7号中「第40条第2項」を「第40条第2項及び第3項」に改める。

第48条第1項及び第2項並びに第50条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第51条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子

ども」を「教育認定子ども」に改め、「第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費」を「第15条第1項中「施設型給付費」に改め、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第51条において準用する次項及び第20条において同じ。）に係る」を削り、「法第29条第1項に規定する」を「法第29条第1項の」に改め、「第51条において準用する」を削り、「重要事項に関する規程」と」の次に「、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第52条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第53条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第53条第3項」を、「この章（」の次に「第38条第3項、第40条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第53条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第44条第1項を除く。）」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19

条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 5 3 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第 1 9 条第 3 号」に改め、「第 4 4 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 5 2 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 3 8 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 3 8 条第 2 項、第 4 0 条第 2 項及び第 4 1 条第 2 項を除き、第 5 1 条において準用する第 9 条から第 1 5 条まで（第 1 1 条及び第 1 4 条を除く。）、第 1 8 条から第 2 0 条まで及び第 2 4 条から第 3 4 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 4 0 条第 3 項中「第 1 9 条第 2 号」とあるのは「第 1 9 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 1 9 条

第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附則第4条中「特定地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

第2条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 36 号

射水市企業立地推進条例の一部改正について

射水市企業立地推進条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市企業立地推進条例の一部を改正する条例

射水市企業立地推進条例（平成 17 年射水市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ウを次のように改める。

ウ 情報サービス関連産業（日本標準産業分類中分類番号 37、39（ソフトウェア業を除く。）、40、41（映像情報制作・配給業に限る。）及び 92（コールセンター業に限る。）に分類される事業をいう。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 37 号

### 市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、市道路線を次のとおり認定し、及び廃止する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

#### 1 認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
作道 265 号線	作道	作道
作道 266 号線	作道	作道
作道 267 号線	鏡宮	鏡宮
作道 268 号線	鏡宮	鏡宮
作道 269 号線	鏡宮	鏡宮
戸破 2142 号線	戸破	戸破
二口 21 号線	二口	あおば台一丁目
北高木 12 号線	北高木	北高木
常磐町 5 号線	小島	小島

#### 2 廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点
作道 258 号線	鏡宮	鏡宮

## 議案第 38 号

### 動産の取得について

除雪グレーダの購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

### 記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称    | 除雪グレーダ                                      |
| 2 | 数 量    | 1 台   |
| 3 | 取得の方法  | 指名競争入札による契約                                 |
| 4 | 取得価格   | 35,805,000 円<br>(うち消費税等 3,255,000 円)        |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市本郷 2413 番地 1<br>コマツ富山株式会社<br>代表取締役 山原 茂樹 |

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 39 号

### 動産の取得について

消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称    | 消防ポンプ自動車                                     |
| 2 | 数 量    | 1 台  |
| 3 | 取得の方法  | 指名競争入札による契約                                  |
| 4 | 取得価格   | 24,035,000 円<br>(うち消費税等 2,185,000 円)         |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町 4 番 10 号<br>株式会社モリタ富山営業所<br>所長 土居 典生 |

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第40号

### 動産の取得について

救助工作車の購入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年射水市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称    | 救助工作車                                    |
| 2 | 数 量    | 1台                                       |
| 3 | 取得の方法  | 指名競争入札による契約                              |
| 4 | 取得価格   | 164,890,000円<br>(うち消費税等 14,990,000円)     |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町4番10号<br>株式会社モリタ富山営業所<br>所長 土居 典生 |

令和8年6月9日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 報告第 3 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 専決処分第 6 号

### 射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 10 号

### 射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、

第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税

額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」

を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第

17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適

用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
  - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
  - (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号及び附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、附則第19条第2項第2号及び附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の射水市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(射水市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 射水市市税条例の一部を改正する条例(平成26年射水市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
3	令和 8 年 3 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 680,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 市道消雪施設破損に伴う車両破損事故 発生日 令和7年11月12日 場 所 射水市戸破地内
4	令和 8 年 3 月 17 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 131,274円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪作業による車両破損事故 発生日 令和8年1月22日 場 所 射水市黒河地内
5	令和 8 年 3 月 18 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 200,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪作業による住宅破損事故 発生日 令和8年1月25日 場 所 射水市庄川本町地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
7	令和8年4月13日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 69,289円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 看板の転倒による車両破損事故 発生日 令和7年12月26日 場 所 射水市大門地内
8	令和8年4月28日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 47,168円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 除雪作業による車両破損事故 発生日 令和8年1月22日 場 所 射水市黒河地内
9	令和8年5月8日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 465,663円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 除雪作業による車両破損事故 発生日 令和8年1月22日 場 所 射水市黒河地内

報告第 5 号

継続費繰越計算書について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、別紙のとおり継続費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

## 令和7年度射水市継続費繰越計算書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費 予算現額			支出済 額及び 支出見 込額	残額	翌年度 通次繰 越額	左の財源内訳					
				予算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特定財源				
											国県 支出金	地方債	その他		
4	衛生費	2	清掃費	野手埋立処分所整備事業費	1,575,357,000	322,117,000	0	322,117,000	0	322,117,000	322,117,000	47,417,000	60,600,000	214,100,000	0
10	教育費	2	小学校費	新湊放生津小学校整備費	3,661,825,000	3,576,946,000	0	3,576,946,000	470,795,700	3,106,150,300	3,106,150,300	76,874,300	145,876,000	2,883,400,000	0
合計					5,237,182,000	3,899,063,000	0	3,899,063,000	470,795,700	3,428,267,300	3,428,267,300	124,291,300	206,476,000	3,097,500,000	0

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

## 令和7年度射水市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティセンター整備事業費	227,789,000	227,260,900	0	0	200,300,000	0	26,960,900
		地域交通対策費	208,830,000	208,830,000	0	95,000,000	113,200,000	0	630,000
		万葉線対策費	18,035,000	11,535,000	0	0	0	0	11,535,000
		防災対策費	12,891,000	12,890,220	0	0	11,700,000	0	1,190,220
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	7,348,000	7,348,000	0	7,348,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉施設費	47,716,000	47,716,000	0	47,716,000	0	0	0
		高齢者世帯等物価高騰対策事業費	49,119,000	9,281,551	0	9,281,551	0	0	0
	2 児童福祉費	保育園等管理運営費	115,849,000	67,180,250	0	0	61,400,000	0	5,780,250
		物価高対応子育て応援手当	284,766,000	19,574,578	0	19,574,578	0	0	0
	3 生活保護費	セーフティネット支援対策費	462,000	462,000	0	462,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	子ども子育て総合支援センター管理費	1,692,000	1,691,800	0	0	0	0	1,691,800

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		地球温暖化対策推進費	4,400,000	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000
	2 清掃費	災害廃棄物処理事業費	21,800,000	21,800,000	0	10,900,000	10,900,000	0	0
		被災家屋等解体費	12,000,000	12,000,000	0	6,000,000	6,000,000	0	0
	4 上水道費	水道事業会計繰出金	196,656,000	98,719,287	0	98,719,287	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業推進対策費	46,840,000	37,687,196	0	0	19,600,000	0	18,087,196
		農地管理費	8,584,000	8,583,570	0	1,034,285	5,700,000	0	1,849,285
	3 水産業費	新湊漁港建設費	9,490,000	5,066,940	0	0	3,300,000	0	1,766,940
7 商工費	1 商工費	商工業振興費	164,516,000	164,516,000	0	164,516,000	0	0	0
		観光推進費	20,000,000	20,000,000	0	20,000,000	0	0	0
		観光交流センター管理運営費	989,751,000	989,751,000	0	0	885,400,000	0	104,351,000
8 土木費	1 道路橋梁費	道路橋梁総務費	6,127,000	4,763,500	0	0	0	0	4,763,500
		市道新設改良費	110,050,000	93,573,000	0	0	84,600,000	0	8,973,000
		地方道路交付金事業費	120,250,000	119,366,279	0	60,741,654	51,500,000	0	7,124,625

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		道路橋梁維持費	91,596,000	71,503,178	0	20,554,693	18,500,000	0	32,448,485
		交通安全施設整備費	14,754,000	13,845,730	0	5,665,000	4,100,000	0	4,080,730
		道路情報提供施設等管理費	3,641,000	3,641,000	0	0	0	0	3,641,000
		橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	115,835,000	83,958,220	0	46,176,021	34,000,000	0	3,782,199
		除雪対策費	10,640,000	7,501,790	0	4,908,667	2,200,000	0	393,123
		消雪施設維持管理費	96,864,000	11,502,000	0	6,901,200	4,100,000	0	500,800
	2 海岸河川費	河川管理費	55,295,000	55,295,000	0	5,951,000	38,400,000	0	10,944,000
	4 都市計画費	都市計画総務費	4,074,000	4,006,000	0	0	0	0	4,006,000
		都市再生整備事業費	44,685,000	44,685,000	0	21,054,683	21,600,000	0	2,030,317
		公園維持管理費	42,413,000	18,743,452	0	990,000	15,100,000	0	2,653,452
	6 住宅費	市営住宅維持管理費	6,481,000	6,481,000	0	0	0	0	6,481,000
		重点密集市街地整備費	194,072,000	149,967,883	0	71,766,000	63,400,000	0	14,801,883
		宅地液化化防止事業費	86,264,000	86,263,900	0	43,079,000	43,000,000	0	184,900

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 消 防 費	1 消 防 費	防火水槽整備事業費	847,000	847,000	0	0	0	0	847,000
		通信施設整備事業費	451,341,000	451,341,000	0	46,971,000	309,600,000	0	94,770,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	学校給食センター管理費	53,900,000	34,299,000	0	0	32,300,000	0	1,999,000
		2 小 学 校 費	学校管理費（小）	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
		堀岡小学校整備費	35,904,000	35,904,000	0	11,155,000	24,600,000	0	149,000
	5 社 会 教 育 費	文化財保存費	2,555,000	2,555,000	0	0	0	0	2,555,000
		陶房「匠の里」管理運営費	7,257,000	7,257,000	0	0	5,700,000	0	1,557,000
		新湊中央文化会館・小杉文化ホール管理運営費	10,265,000	10,265,000	0	0	9,200,000	0	1,065,000
		大門総合会館管理運営費	18,090,000	17,964,400	0	0	16,100,000	0	1,864,400
		大島絵本館管理運営費	4,620,000	4,620,000	0	0	0	0	4,620,000
	6 保 健 体 育 費	スポーツ施設維持管理費	13,538,000	13,538,000	0	0	0	0	13,538,000
		学校体育施設開放事業費	1,985,000	1,985,000	0	0	0	0	1,985,000
パークゴルフ場維持管理費		1,604,000	1,604,000	0	0	0	0	1,604,000	

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		海竜スポーツランド維持管理費	869,000	869,000	0	0	0	0	869,000
		フットボールセンター管理運営費	1,221,000	1,221,000	0	0	0	0	1,221,000
11 災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	土木災害復旧費	211,142,000	211,141,181	0	123,524,000	87,500,000	0	117,181
合 計			4,273,749,000	3,546,401,805	1,000,000	949,989,619	2,183,000,000	0	412,412,186

報告第 7 号

事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、別紙のとおり事故繰越し繰越計算書を調製したので報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

## 令和7年度射水市事故繰越し繰越計算書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8 土木費	6 住宅費	建築指導費(繰越明許)	21,935,000	20,735,000	1,200,000	0	1,200,000	0	900,000	0	0	300,000	土合地内における災害復旧工事の実施により、住宅耐震改修工事に必要な建設資材の搬入及び重機の進入が不可能となり、工事着手が困難となったため。
9 消防費	1 消防費	消火栓整備事業費	3,225,000	0	3,225,000	0	3,225,000	0	0	3,200,000	0	25,000	降雪等による配管移設工事の工期遅れに伴い、年度内に完了を予定していた消火栓移設が困難となったため。
11 災害復旧費	3 土木施設災害復旧費	土木災害復旧費(繰越明許)	270,257,438	190,027,588	80,229,850	0	80,229,850	0	60,252,617	19,900,000	0	77,233	海王町地内において、関係者及び関係機関との協議及び調整に不測の日数を要したため。
合 計			295,417,438	210,762,588	84,654,850	0	84,654,850	0	61,152,617	23,100,000	0	402,233	

報告第 8 号

事故繰越し繰越計算書について（下水道事業会計）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、  
別紙のとおり事故繰越し繰越計算書を調製したので報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

## 令和7年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越し額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度分損益 勘定留保資金 等			
1	1	雨水整備事業	406,770,100		406,770,100	203,385,000	203,300,000	85,100			小島地内雨水調整池整備 工事において、鋼矢板打 ち込み施工方法の変更により、 日当たり施工量が低くなり、 年度内の事業完了が困難になっ たため。
		災害復旧 事業	447,630,700		447,630,700	328,812,000	118,600,000	218,700			草岡町及び土合地内災害 復旧工事において、施工 方法の変更及び変更に伴う 国との協議に不測の日数 を要したことから年度 内の事業完了が困難と なったため。
合計			854,400,800		854,400,800	532,197,000	321,900,000	303,800			

報告第 9 号

建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり建設改良費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 8 年 6 月 9 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和7年度射水市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	工事負担金	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1	1	施設整備事業	724,166,000	449,031,880	274,579,000	53,303,000	2,523,000	218,753,000	555,120	0	支払い義務が発生しな かったため（他の関連工 事との調整に期間を要し たため）。
		配水管等整備事業	851,915,000	565,717,900	283,730,000	27,676,000	61,291,000	194,763,000	2,467,100	0	
合 計			1,576,081,000	1,014,749,780	558,309,000	80,979,000	63,814,000	413,516,000	3,022,220	0	

報告第10号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり建設改良費繰越計算書を調製したので報告する。

令和8年6月9日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

## 令和7年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度分損益 勘定留保資金 等			
1	1	公共下水道事業	77,379,000	35,720,630	41,657,000	1,769,000	4,000,000	35,888,000	1,370		支払い義務 が発生しな かったため (他の関連 工事との調 整に期間を 要したた め)。
		改築事業	361,512,000	97,428,736	258,330,000	112,814,000	136,500,000	9,016,000	5,753,264		
		雨水整備事業	306,000,000	33,245,005	272,754,000	133,877,000	136,800,000	2,077,000	995		
		特定環境保全 公共下水道事業	49,704,000	14,977,270	34,725,000	16,342,000	15,500,000	2,883,000	1,730		
		流域下水道 建設負担金	77,390,000	34,712,000	20,362,000	0	20,000,000	362,000	22,316,000		
		災害復旧 事業	1,590,043,000	163,973,021	1,426,067,000	962,038,000	463,800,000	229,000	2,979		
合計			2,462,028,000	380,056,662	2,053,895,000	1,226,840,000	776,600,000	50,455,000	28,076,338		